

環境経営レポート

(対象期間: 令和3年10月1日 ~ 令和4年9月30日)

第6号



有限会社 益山

作成日: 令和4年11月25日

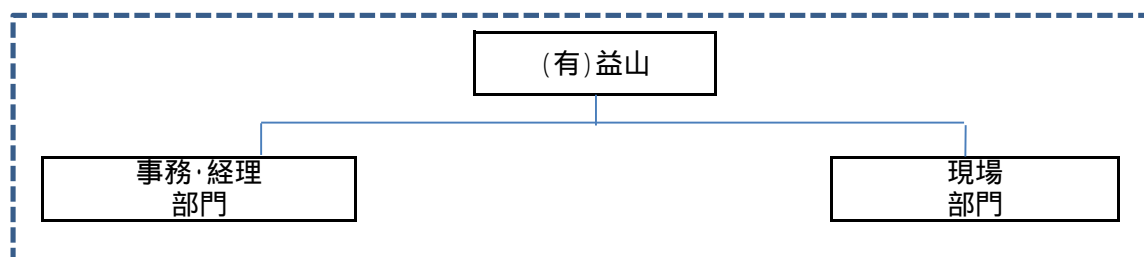
目 次

・ 組織の概要	……………	P 1
・ 実施体制	……………	P 2
・ 環境経営方針	……………	P 3
・ 環境経営目標	……………	P 4
・ 環境経営計画	……………	P 5
・ 環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標	……………	P 6
・ 環境経営計画に基づき実施した取組内容 ・ 取組結果とその評価、次年度の取組み内容	……………	P 7
・ 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟などの有無	……………	P 8
・ 代表者による全体の評価と見直し・指示	……………	P 9

組織の概要

1. 事業者名 有限会社 益山
2. 代表者氏名 間宮 洋樹
3. 所在地 本社事務所：静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島456番地の1
資材置き場：静岡県浜松市天竜区只来1114番地
4. 事業活動 建設業(土木一式、とび・土工、舗装、解体工事業)
5. 従業員数 7名
6. 環境管理責任者 間宮 洋樹
連絡担当者 間宮 博子
7. 連絡先 TEL 053-925-8088
FAX 053-925-8221
(E-mail: masuyama@fancy.ocn.ne.jp)
8. 建設業許可
建設業
静岡県知事許可(般一2) 009292号
産業廃棄物収集・運搬 (自社運搬のみ)
第02201183472
9. 事業の規模
設立(所在地) 1973年12月
資本金 1,000 万円
事業規模

活動規模	単位	2019年	2020年	2021年
売上高	百万円	183	137	144
従業員	人	6	7	7
事務所床面積	m ²	35	35	35
倉庫床面積	m ²	300	300	300
資機材置場	m ²	1,025	1,025	1,025
10. 事業年度 10月1日～翌年9月30日
11. レポートの対象期間及び発行日
環境経営レポート対象期間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)
環境経営レポート発行日(令和4年11月25日)
12. 認証・登録の対象範囲
活動：全活動
対象組織：全組織

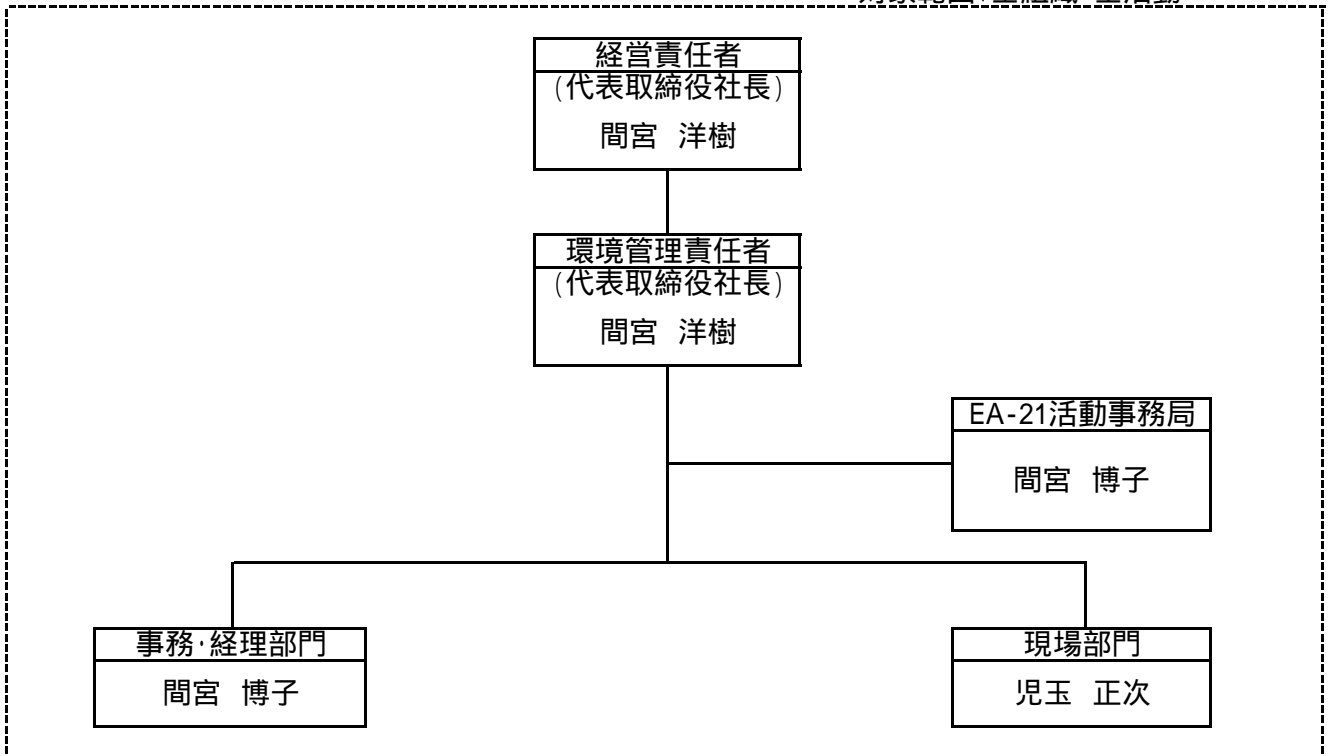


実施体制

作成日: 令和3年10月1日

作成者: 間宮 博子

対象範囲: 全組織・全活動



< 環境管理組織における機能 >

経営責任者

- 環境経営全般に対するの責任と権限
- 環境方針の作成と社員への周知
- 全体の評価と見直し
- 実施体制の構築

環境管理責任者

- 環境経営活動の推進
- 環境目標及び環境計画の作成
- 環境経営推進会議の実施
- 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- 各部門のデータのまとめ
- 活動計画の予実績管理
- 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- 環境管理責任者補佐
- 法規制最新版管理
- 文書・記録の管理

各部門

- 環境計画の実施
- 月別部門データの集計
- 問題点の把握と是正の実施
- 推進会議の出席
- 従業員教育

環境経営方針

〈企業理念〉

有限会社益山は、本業である建設工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事を積極的に取り組みお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

〈環境方針〉

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を 推進いたします。

建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。

建設資材はグリーン購入に配慮した資材を購入いたします。

建設リサイクル法による適正処理をいたします。

廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。

CO₂削減の為に省エネ活動に取り組みます。

水資源を有効活用し、節水に努めます。

2. 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境目標の達成状況及び活動計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善致します。
3. 環境に関する法規制及び協定を遵守致します。
4. 全社員が環境方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。
また、社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます

制定年月日 平成29年10月 1日

改定年月日 平成30年10月 1日

有限会社 益山

代表取締役 間宮 洋樹

環境経営目標

1. 対象期間(令和3年10月～令和4年9月)の環境目標

項目	単位	対象期間			
		平成30年10月 ～ 令和1年9月	令和3年10月 ～ 令和4年9月		
		基準値	目標削減率	目標値	
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の提案	-	環境配慮工事に努める		
廃棄物	建設副産物リサイクル率向上	%	-	95.0以上	
水道使用量の削減		-	節水に努める		
二酸化炭素排出量		kg CO ₂ /百万円	434	-3.0%	421
内訳	電力 (本社事務所)	-	-	節電に努める	
	電力 (資材置場)	kWh	216	節電に努める	
	ガソリン	L/百万円	54	-3.0%	52
	軽油	L/百万円	119	-3.0%	115

<備考>

1. 二酸化炭素排出量は、売上高に比例する部分が多くを占める為に、目標値は総排出量または使用量を売上高で割った値(kg CO₂/百万円)、(L/百万円)を指標として使用する。
2. 本社事務所は借店舗のため、水道及び電気使用量(電力)については、計量不能のため定性的目標とする。
3. 資材置場の電気使用量(電力)については、使用量が少ないため定性的目標とする。
4. 資材置場の「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和元年度)の調整後排出係数「0.424kg-CO₂/kWh」を使用した。

2. 短期・中期の環境目標

項目	単位	平成30年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		平成30年10月 ～ 令和1年9月	令和4年10月 ～ 令和5年9月	令和5年10月 ～ 令和6年9月	令和6年10月 ～ 令和7年9月	
		基準値	目標削減率等	目標削減率等	目標削減率等	
環境に配慮した自社の取り組み	環境配慮工事の提案	-	環境配慮工事に努める			
廃棄物	建設副産物リサイクル率向上	%	-	95.0以上		
水道使用量の削減		-	節水に努める			
二酸化炭素排出量		kg CO ₂ /百万円	434	-4%	-5%	-6%
内訳	電力 (本社事務所)	-	-	節電に努める		
	電力 (資材置場)	kWh	133	節電に努める		
	ガソリン	L/百万円	54	-4%	-5%	-6%
	軽油	L/百万円	119	-4%	-5%	-6%

<備考>

1. 二酸化炭素排出量は、売上高に比例する部分が多くを占める為に、目標値は総排出量または使用量を売上高で割った値(kg CO₂/百万円)、(L/百万円)を指標として使用する。
2. 本社事務所は借店舗のため、水道及び電気使用量(電力)については、計量不能のため定性的目標とする。
3. 資材置場の電気使用量(電力)については、使用量が少ないため定性的目標とする。
4. 資材置場の「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和4年度)の調整後排出係数「0.377kg-CO₂/kWh」を使用した。

環境経営計画

(取組期間:令和 3年10月 ~ 令和 4年9月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	スケジュール													
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
環境配慮 工事	特定工事 他		児玉正次	工事における騒音・振動への配慮	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
				工事における粉じん発生抑制	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
				グリーン購入に配慮する	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	間宮博子 児玉正次	消灯の徹底(1回/週チェックする)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		パソコン・プリンター	間宮博子	使用しない時はスイッチをOFFとする	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		空調	間宮博子	温度設定夏28 冬20	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
				クールビズ、ウォームビズ	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
				フィルター定期清掃	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初	月初		
	ガソリン・軽油	乗用車 トラック	児玉正次	エコドライブ	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
				日常・定期点検の実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
				過積載の禁止	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		重機	児玉正次	アイドルストップ	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
廃棄物のリサイクル	事務所	間宮博子	コピー用紙の両面使用	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
			3Rの実践	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
			廃棄物の分別とリサイクル	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	建設副産物のリサイクル	児玉正次	廃棄物の分別化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
			電子Manifestの導入	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
			仮設資材、用具のリユース化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
節水	上水	間宮博子	節水表示	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
			節水励行	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

環境経営目標の実績とその評価

対象期間(令和3年10月～令和4年9月)の環境経営目標の実績

項目		単位	基準期間	対象期間				
			平成30年10月 ～ 令和1年9月	令和3年10月～令和4年9月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績削減率	実績値	評価
環境に配慮した 自社の取り組み	環境配慮工事の提案		-	環境配慮工事に努める		-	環境配慮工事に 努めた	
廃棄物	建設副産物リサイクル率 向上	%	-	-	95.0以上	-	99.9	
水道使用量の削減		m ³	-	節水に努める		-	節水に努めた	
二酸化炭素排出量		kg CO ₂ /百万円	434	-3%	421	-8.8%	384	
		kg CO ₂	52,134	-		-	55,280	
内訳	電力 (本社事務所)	-	-	節電に努める		-	節電に努めた	
	電力 (資材置場)	kWh	216	節電に努める		-	節電に努めた 588	
	ガソリン	L/百万円	54	-3%	52	-19.2%	42	
		L	6,533	-		-	6,067	
	軽油	L/百万円	119	-3%	115	-4.3%	110	
		L	14,293	-		-	15,874	
売上高		百万円	120	144				

<備考>

- 削減率は、目標値に対する削減量の割合である。
- 二酸化炭素排出量は、売上高に比例する部分が多くを占める為に、目標値は総排出量または使用量を売上高で割った値 (kg CO₂/百万円)、(L/百万円)を指標として使用する。
但し、総排出量(kg-CO₂)及び使用量(L)を把握・評価することも重要であるため、実績は総排出量、使用量も併記して追跡できるようにした。
- 本社事務所は借店舗のため、水道及び電気使用量(電力)については、計量不能のため定性的目標とする。
- 資材置場の電気使用量(電力)については、使用量が少ないため定性的目標とする。
- 評価判定： (良くてきた)・ (まあまあできた)・ × (できなかった)・ (実施が見送られた)

環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価、次年度の取組内容

(取組期間: 令和 3年10月 ~ 令和 4年9月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
					評価	内容	内容
環境配慮 工事	特定工事 他		児玉正次	工事における騒音・振動への配慮	○	実施できた	継続実施
				工事における粉じん発生抑制	○	実施できた	継続実施
				グリーン購入に配慮する (間伐材、再生材料の使用)	○	実施できた	継続実施
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	間宮博子 児玉正次	消灯の徹底(1回/週チェックする)	○	実施できた	継続実施
		パソコン・プリンター	間宮博子	使用しない時はスイッチをOFFとする	○	実施できた	継続実施
		空調	間宮博子	温度設定夏28 冬20	○	実施できた	継続実施
				クールビズ、ウォームビズ	○	実施できた	継続実施
	ガソリン・ 軽油	乗用車 トラック	児玉正次	エコドライブ	○	実施できた	継続実施
				日常・定期点検の実施	○	実施できた	継続実施
				過積載の禁止	○	実施できた	継続実施
		重機	児玉正次	アイドリングストップ	○	実施できた	継続実施
		廃棄物のリサイクル	事務所	間宮博子	コピー用紙の両面使用	○	実施できた
3Rの実践	○				実施できた	継続実施	
廃棄物の分別とリサイクル	○				実施できた	継続実施	
建設副産物のリサイクル	児玉正次		廃棄物の分別化	○	実施できた	継続実施	
			電子manifestの導入	○	実施できた	継続実施	
			仮設資材、用具のリユース化	○	実施できた	継続実施	
節水	上水	間宮博子	節水表示	○	実施できた	継続実施	
			節水励行	○	実施できた	継続実施	

<備考>

評価判定: (良くてきた)・(まあまあできた)・×(できなかった)・(実施が見送られた)

環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 令和 4年 10月30日
 評価者 環境管理責任者 間宮 洋樹

法規・条例・規制	条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価		
法令	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守		
		第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm以上掲示) 産業廃棄物の患具・飛散防止	該当なし	
		第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託		
		第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結		
		第12条の3第1項	マニフェストの交付			
		第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	該当なし	
		第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	該当なし	
		第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	該当なし	
		第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	該当なし	
		第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D/E票(180日以内)の期間内返却	該当なし	
		第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可		
		第14条第12項	産業廃棄物処理基準の順守	産業廃棄物収集運搬業者		
		第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可		
		建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の履行、リサイクルの推進	
	第9条		対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-500万円以上)		
	第10条		対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出		
	第12条		対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明			
	第16条		対象建設工事受注者の再資源化等の実施			
	第18条		対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告		
	騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力90KW以上)を使用する作業	該当なし	
第15条		特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	該当なし		
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	(くい打機)	該当なし		
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	該当なし		
義務	下水道法	第11条の2	使用の開始等の届出	下水を継続して排除して公共下水道を使用しようとする者に対する下水水量又は水質及び使用開始時期等の公共下水道管理者への届出	該当なし	
		第12条の11	除害施設の設置等	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 <下水排除基準> (1) 温度 45 未満 (2) 水素イオン濃度 5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 5mg/以下 イ 動植物油脂類含有量 30mg/以下	該当なし	
静岡県条例	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫・エアコン他)廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし	
		第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし	
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)		
		第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請			
	建設業法	第25条第1項	主任技術者の設置			
		第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	(くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる))	該当なし	
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	該当なし	
		第92条	産業廃棄物管理責任者の設置			
	浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務	従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育 関連会社及び子会社への必要な助言及び情報の提供	
			第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするための所有地等を適正管理の実施	
第8条			事業者の産業廃棄物管理責任者の設置			
第10条			事業者の産業廃棄物の実地の確認等			
第11条		事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	運搬又は処分を委託した産業廃棄物が不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときにおける処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等			
浜松市下水道条例		第9条	使用開始等の届出	公共下水道の使用を開始する者の次に掲げる事項の下水道事業管理者への届出	該当なし	
	第11条の2	除害施設の設置	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 <下水排除基準> (1) 温度 45 未満 (2) 水素イオン濃度 5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 5mg/以下 イ 動植物油脂類含有量 30mg/以下	該当なし		

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 令和4年11月 25日
間宮 博子

項目		確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
1・見直し関連情報	1 エコアクション21文書	✓ 記録・文書として作成しました。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	✓ 引き続き達成に努めます。
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	✓ 継続して取り組みます。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	✓ 記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	✓ 特に問題ありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	✓ 特にありませんでした。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	✓ 特に問題ありませんでした。
	8 その他()	

2・代表者による全体評価・見直し指示	<p>今年度は、ガソリンや軽油のCO2排出量削減につきましては、基準年(平成30年10月～令和元年9月)に対する目標値より大きな成果を得ることができました。 電力につきましては、電力量が上がっていますが、これは電気使用場所である只来倉庫での作業が多かったことによるものであり、常に節電を心掛けしました。 新たな取り組みとして、今までコンテナに廃棄していたアルミ缶を別々に回収し、必要としている地域の福祉施設に持ち込むことことで、少しでも地域貢献ができました。 今後も、継続的・積極的に活動を実施し、環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">令和4年 11月 25日 有限会社 益山 代表取締役 間宮 洋樹</p>		
	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 環境経営目標	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 環境経営計画	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	4 環境に関する組織(実施体制含め)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	5 その他のシステム要素	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	6 その他(外部への対応)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	

新たな活動取組

資材置場へ、アルミ缶ゴミ箱の設置



たまったアルミ缶は地域の福祉施設に持ち込みをし、施設利用者さんのリサイクル活動に役立ててもらっています。